

## 欧州における電力自由化の動向

- 英国 BETTA の下での電力取引動向を中心に -

### 背 景

2005年4月には、日本卸電力取引所、および電力系統利用協議会が本格的に運営を開始し、わが国の電力自由化も新たな段階に入った。今後2007年ごろを目処に、小売全面自由化の議論が始まる予定である。このような中、わが国に相応しい電力自由化モデルをさらに検討していくためには、諸外国の先行事例の評価が有用である。とりわけ欧州では、2003年EU指令の遵守動向と競争状況の評価が行われるとともに、域内統一市場に向けた競争条件の整備と、さらなるアンバンドリングの是非が議論の焦点となりつつある。また、英国では、わが国同様相対取引を中心とし、2005年4月からスコットランドを含む英国大で運用されるようになった電力取引制度 BETTA (British Electricity Trading and Transmission Arrangements) の動向が注目されており、その現状と課題の調査はわが国にとっても有用な情報を提供する。

### 目 的

欧州における電力自由化動向について、2003年EU指令の遵守状況や競争状況とその評価を行う。また、英国イングランド・ウェールズ・スコットランドの電力取引制度 BETTA について、卸電力価格や取引量データに基づき最近の動向を調査分析するとともに、課題の整理を行う。

### 主な成果

(1) EU 指令の国内法化については、ほとんどの国が期限である2004年7月までに完了することができなかったものの、2005年11月時点で未遵守の国は4カ国となった。これらの国については、既に欧州裁判所への提訴が行われている。

(2) 欧州委員会は、現状では電力価格の地域格差が見られ、越境取引量も限られているため、市場統合は不十分と考えている(図1)。この主要因として国際連系線容量の不足を挙げ、ボトルネック解消のためには、独立の規制官や独立性のある送電システムオペレーター(TSO)の役割が重要となっている。TSOの別会社化(法的分離)については、加盟国の半数以上がすでに所有権の分離まで行っている。今後は、配電システムオペレーター(DSO)についても分離が行われる。

(3) 国内市場では少数の事業者による集中度が非常に高く、供給者変更も、産業用需要家については高いものの、中小事業者や家庭用需要家では進んでいない。事業者の独占・寡占状況が供給者変更阻害の要因になると指摘されている。

(4) 2005年4月から運用されている BETTA の下での電力市場構造は、NETA(New Electricity Trading Arrangements) をほぼ踏襲した形となっている。BETTA 独自の特徴点は、唯一の英国大のシステム運用者(GB-SO)として NGC (NETA の下でのイングランド・ウェールズの SO) が指名され、GB-SO と送電ネットワーク所有者と

の関係を規定する規則が新たに設けられたことである。

(5) NETA と同様、BETTA の下では、卸電力市場におけるほとんどの電力取引は相対契約で行われている。英国大の単一卸電力市場創設の後、卸電力価格には地域的な価格差がなくなり、価格水準は欧州大陸で運営される流動性の高い取引市場と高い相関を有している。このことは、英国では取引所での流動性は低いものの、相対も含めた卸電力市場全体として、当初心配された市場支配力の問題もなく機能していることを示している(図2)。2005年には長期契約(月契約や季節契約など)取引量が減少したが、このような動向は欧州の他の市場にも見られるため、BETTA への制度変更によるものではなく、将来的な燃料価格や排出権取引動向など、複合的な不確定要因によることが市場関係者により指摘されている。

(6) BETTA の下で現在問題となっているのは、再生可能発電の送電料金と NGC の追加的なバランシング費用である。送電料金は、再生可能エネルギー開発が期待される北部スコットランドの発電事業者にとって不利となるため、政府はスコットランド諸島部に対し、送電料金の大幅減額を決定した。また、制度の地理的拡大によりスコットランドとイングランドの連系線を通じた取引が増大するため、連系線混雑管理など NGC にとって費用増加要因となる。規制監督局 Ofgem は、NGC の2005/06年の運用費用にこれに対応する追加費用を認めた。

(7) 欧州では、様々な問題指摘がなされているものの、域内統一市場に向けて着実に自由化の進展が見られる。英国 BETTA については導入後間もないため初期時点での評価であるが、現在のところ、制度運用上の大きな問題点は見られない。

## 今後の展開

引き続き、欧州における電力市場自由化の動向と課題についてフォローアップし、わが国に相応しい電力自由化のあり方を議論する上で有用な情報提供を行っていく。

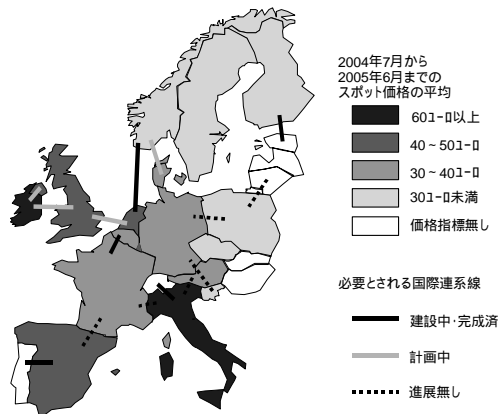


図1：域内の電力価格差  
Fig.1 Difference of spot prices in EU market

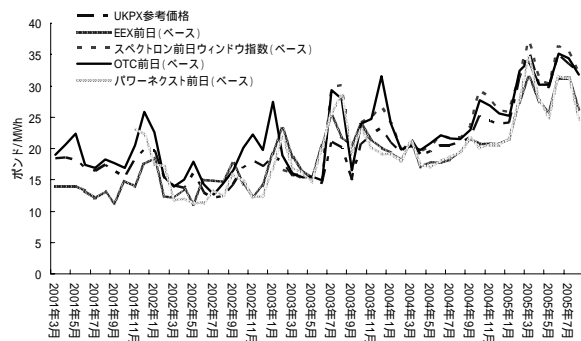


図2：欧州の取引市場価格の推移  
Fig.2 Trend of Power Prices in Europe

|                |                                                                                     |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査報告<br>Y05009 | キーワード：欧州電気事業，自由化，EU 指令，英国電力取引送電制度，<br>取引動向調査                                        |
| 担当者            | 後藤 美香（社会経済研究所 事業経営・電力政策領域）                                                          |
| 連絡先            | (財)電力中央研究所 社会経済研究所<br>Tel. 03-3480-2111(代)<br>E-mail : src-rr-ml@cripi.denken.or.jp |